

鳥取縣公報

告示

昭和二十六年六月十九日 火曜日
第二千二百十九号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◇鳥取縣告示第二百六十二号

国民健康保険を行ふ次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條の十二の規定に基き條例の一部改正を認可した。

昭和二十六年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行ふ村 西伯郡大山村

一、認可年月日 昭和二十六年六月八日

◇鳥取告示第二百六十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四條第四号の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年六月五日まつ消した。

昭和二十六年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる營業所の所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録の昭和二十四年十月十九日 大智土建株式會社 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭一、六四〇ノ一 酒本増藏

◇鳥取縣告示第二百六十四号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十六年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡淀江町大字淀江八一八番地
現住所 〃本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月一日

登録番号 第一、五四五号

大 西 トキコ

大正十二年四月八日生

本籍地 気高郡勝部村大字楠根一三五番地

現住所 // 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月一日

登録番号 第一、五四六号

倉 光 シヅカ

大正十五年九月十六日生

本籍地 宮崎県児湯郡富田村字下富田三、八四一番地

現住所 鳥取市湯所町一四六番地

登録年月日 昭和二十六年六月一日

登録番号 第一、五四七号

越 智 律 子

大正七年一月八日生

本籍地 愛媛県宇摩郡関川村大字上野一、四〇五番地

現住所 日野郡日野上村生山

登録年月日 昭和二十六年六月一日

登録番号 第一、五四八号

高 橋 智 栄 子

昭和三年三月十日生

本籍地 米子市富士見町一丁目七一番地

現住所 // 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月一日

登録番号 第一、五四九号

船 本 陽 子

昭和六年六月一日生

本籍地 八頭郡八上村字天神原三二五番地

現住所 // 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月一日

登録番号 第一、五五〇号

田 中 稔 子

昭和三年八月八日生

◇鳥取縣告示第二百六十五号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十六年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

前本籍地及び前住所 西伯郡成実村大字宗像二四二番地

現本籍地 // 崎津村大字段津一、六七〇番地

現住所 米子市東町六〇番地 太田敏朗方

昭和二十四年十月十日婚姻により旧姓「横山」を「石

橋」へ並びに本籍地住所変更により昭和二十六年五月

二十八日名簿訂正方願い出により同年六月一日訂正

石 橋 房 枝

大正十一年十二月六日生

前住所 気高郡末恒村大字内海七五番地

現住所 // 湖山村一、一九四ノ一五番地

昭和二十六年四月十日住所変更により同年同月二十七

日名簿訂正方願い出により同年六月一日訂正

三 橋 松 野

大正十年一月二十八日生

◇鳥取縣告示第二百六十六号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十六年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

本籍 西伯郡境町松ヶ枝町八番地

住所 // 大正町五番地

昭和二十六年五月十六日死亡により同年同月二十日名

簿取消方願い出たので同年六月一日取消

渡 田 菊 惠

大正九年十月二十日生

本籍 北海道網走市北二條西一丁目一番地

住所 米子市角盤町二丁目一二五番地

昭和二十六年四月三十日北海道へ転出により同年五月

二十一日名簿取消方願い出たので同年六月一日取消

桜 岡 マ サ

大正十年三月十五日生

